処分庁　大 阪 府

処　分　の　種　類	免許取消処分
処　分　年　月　日	令和8年10月26日
商　号　又　は　名　称 （法人の場合は法人番号）	株式会社GRANDSLAM （法人番号6120901045051）
代　　表　　者	代表取締役　吉本　誠
免許証番号及び免許年月日	大阪府知事（1）第63133号　令和3年11月18日
主たる事務所の所在地	豊中市

処 分 等 の 理 由

当該業者は、大阪府からの計4回（令和7年11月17日付け建振第1042－66号、令和8年1月6日付け建振第1042-102号、令和8年1月16日付け建振第1042-103号、令和8年2月12日付け建振第1042-112号）にわたる宅地建物取引業法（以下、「法」という。）第72条第1項の規定による報告命令に対し、正当な理由なく報告をしなかったことから、法第65条第2項第4号に該当するとして、令和8年4月16日付けで15日間の業務停止処分を受けた。

それにもかかわらず、当該業者はその後、大阪府からの計3回（令和8年6月22日付け建振第1157-35号、令和8年7月14日付け建振第1157-55号、令和8年8月17日付け建振第1157-76号）にわたる法第72条第1項の規定による報告命令に対し、正当な理由なく報告をしなかった。

このことは、法第72条第1項に違反し、法第65条第2項第4号に該当するが、情状が特に重いため、法第66条第1項第9号に該当する。